

告示

埼玉県告示第七百二十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定による指定医療機関から、次のとおり辞退の届出があった。

平成三十年六月二十九日

埼玉県知事 上田清司

名称	所在地	辞退年月日
医療法人 桜光会 あおば歯科クリニック	狭山市広瀬東三―一二三―一	平成三十年七月一日
医療法人社団 彩 り会 北坂戸オレン ジ歯科	坂戸市末広町一―五	平成三十年六月三十日